

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川下流総合管理所長 北村 達也
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 業 務 名 筑後川下流総合管理所外給水設備点検業務（オープンカウンター方式）
- 2 履 行 場 所 福岡県久留米市安武町武島1063-2 独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所外1か所
- 3 履 行 期 間 契約締結の翌日から令和9年3月31日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 なし
- 3 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。また、余白にくじ番号を記載して下さい。
 - 2) 提出方法 FAX(又は電子メール)による。(※FAX番号等は、4)に記載された番号)
なお、FAX(又は電子メール)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(簡易書留等配達記録が残る方法に限る。)
 - 3) 見 積 書 提出期限 **令 和 8 年 1 月 6 日 11時** まで
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所 経理課 鶴川 中尾
FAX 0942-26-1525
経理課 電子メール nyukei_chikugokaryu@water.go.jp
 - 5) 質 問 書 提出期限 **令 和 7 年 12 月 22 日 11時** まで
※質問の回答については、翌平日の12:00までにHPに掲載します。
 - 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出期限は、**令 和 8 年 1 月 7 日 11時** までとします。
 - 7) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知**します。
- 5 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に、当該金額のうち課税対象額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）とします。
 - 2) 本契約は2年債務契約であるため、見積書は各年度毎に作成し、併せて2年間の合計金額を記載した見積書も提出してください。
 - 3) 請負代金の支払いは、各年度毎の作業報告書等を受領した後に行います。
 - 4) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

筑後川下流総合管理所外給水設備点検業務
仕様書

令和 7 年 1 2 月

独立行政法人水資源機構
筑後川下流総合管理所

(1)適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構筑後川下流総合管理所が施行する「筑後川下流総合管理所外給水設備点検業務（以下「本業務」という。）」に適用する。

(2)業務内容

本業務は、給水設備の衛生環境の適正な維持管理を行うために、以下の業務を実施するものである。

- ① 受水槽・高架水槽の点検・清掃

1回／2基(2年で2回)
- ② 受水槽の点検・清掃

1回／1基(2年で2回)
- ③ 水質検査(11項目) 別紙「水質検査項目表」のとおり

1回／2基(2年で2回)
- ④ 残留塩素の測定

1式(2年で2回)
- ⑤ ポンプ(大堰:2台、下流:1台)の簡易点検

1式(2年で2回)

(3)対象施設

- ①福岡県久留米市安武町武島1063-2 独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所

受水槽 (4 m³) : 1 基

高架水槽 (1.5 m³) : 1 基
- ②福岡県久留米市安武町武島 2 3 - 1 独立行政法人水資源機構 筑後川下流用水管理所

受水槽 (4 m³) : 1 基

(4)業務期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日までとする。なお、業務を履行するにあたっての日時は、契約締結後、担当職員と調整するものとする。

(5)関係法令等の遵守

受注者は、水道法その他関係法令を遵守のうえ、業務を履行するものとする。

(6)提出書類

受注者は、契約締結後、速やかに作業計画書(様式不問)を担当職員に提出するものとする。また、作業報告書(施行前、施行中、施行後における履行記録写真を含む)及び水質検査結果報告書を提出するものとする。

(7)費用及び指定部分引き渡し

本業務に係る費用は、業務履行に係わるすべての作業を含めた一括契約とする。
業務完成に先立って、引渡しを受ける指定部分及びその引渡し時期は下表のとおりとする。

項目	指定部分	引渡し時期	備考
令和7年度作業報告書 及び水質検査結果報告書	(2)①から⑤にかか るすべての業務	令和8年3月まで	

(8) その他

(1) 安全管理

- ①作業場の整理整頓を行うとともに、必要と判断される箇所については、第三者の安全を確保する措置を講じるものとする。
- ②本業務にあたっては、構造物を損傷あるいは汚さないように万全の措置を講じるものとする。

(2) 異常発見時等の対応

- ①受注者は、点検の結果、不良不具合と判断される項目及び改善を推奨する項目については、担当職員に速やかに報告するものとする。
- ②不良不具合箇所のうち、軽微なものについては、担当職員と協議のうえ、補修、修理等対応の追加変更を行う場合がある。追加変更の実施については設計変更の対象とする。
- ③本業務の履行期間中、点検作業時以外で業務対象設備の故障や誤作動が発生した場合に対応を要請することがある。

なお、対応要請により作業等が実施された場合は、担当職員と協議のうえ設計変更の対象とする。

- ④発注者又は受注者は、設計図書の内容に変更が生じた場合、双方の協議のうえ、設計図書の内容変更及び請負代金額の変更を行うことができるものとする。

(9) 疑義等

受注者は、仕様書に明記されていない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

以上

水質検査項目表

検査項目		基準値	総管	下流
1	一般細菌	100CFU/ml以下	○	○
2	大腸菌	検出されないこと	○	○
3	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	○	○
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	○	○
5	塩化物イオン	200mg/l以下	○	○
6	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	○	○
7	pH値	5.8以上8.6以下	○	○
8	味	異常でないこと	○	○
9	臭気	異常でないこと	○	○
10	色度	5度以下	○	○
11	濁度	2度以下	○	○

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例）
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例） ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例） ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川下流総合管理所長 北村 達也 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年12月17日に交付された筑後川下流総合管理所外給水設備点検業務（オープンカウンター方式）の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

電子メール：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。